

# 施工サービス利用に関する注意事項

## ■ 対象パーツに関する注意事項 ■

1.

施工可能なパーツは金属パーツ(スチール、アルミニウム、ステンレス、チタン)にのみ対応しており、マグネシウムパーツの取扱いはできません。また、施工による焼付温度(最大200度程度)に耐えられるものに限られます。樹脂(プラスチック、ゴム、FRP、カーボンなど)には対応しておりませんので、

そのような部品の施工は行うことができません。またクロームメッキパーツに対しては施工可能ですが、クロームメッキを剥離することはできません。なお、薄いメッキや腐食したメッキについては、剥がれや浮きが発生する可能性があり、仕上がりに影響を及ぼすことがあります。

2.

パーツは、納入時には全て分解された状態でお送りください。装着されているベアリング・フッシュ・カラー類の部品も、すべて取り外してください。パーツに樹脂等が付いている場合、塗装焼き付け時に溶

け破損する可能性があります。また、高温に耐えられない樹脂等の部品が装着してある場合は、必ず分解してください。

3.

パーツに貼布されたステッカー、ラベル等は必ず剥がして送付していただきますようお願いいたします。当社での剥がし作業は可能ですが、その費用はおお客様のご負担とさせていただきます。貼布物は破損する可能性が高く、再利用や返却はできません

のでご了承ください。ただし、マフラーやその他の部品に取り付けられた認証プレートやエンブレムについては、マスキングによる対応が可能な場合があります。必要な場合は、申し込みの際に別途ご要望をお伝えください。

4.

対象部品については、お客様による十分な洗浄を行ってから納入していただくこととします。納入時に油分やグリスなどの汚れが相当な場合は、別途洗浄料金が発生する場合があります。当社で洗浄を

行った場合でも、完全な油分やグリスの除去ができない場合があります(特にシリコンコーキングなど)。除去できない異物が仕上がりに影響を及ぼす可能性があることをご了承ください。

5.

対象部品については、油性マジックなどの染料での書き込みを行わないでください。染料は塗装剥離やサンドブラストによっても完全に除去できない場合があります。塗装焼付時に染み出して仕上がりに影響を

及ぼす可能性があります。書き込みやマーキングが必要な場合はボスカなどの顔料のマーカーを使用してください。

## ■ 注文に関する注意事項 ■

1.

マスキングが必要な箇所については、ご注文時に明確な指示をお願いいたします。通常、パーツのネジ部は全てマスキングされますが、マスキングを希望しないネジ部分などがある場合は、別途指定してください。

ただし、複雑すぎるマスキングや物理的に不可能な指示は、施工上の制約からご希望に添えない場合があります。また、ロゴ入れや塗分け等の特殊なマスキングについては、承っておりません。

2.

粉体塗装(パウダーコート)は粉末状の塗料であり、色調の調整はできません。ご希望の色を選ぶ際には、当社の提供する色見本を参考にしてください。物体の素材や大きさによる物体温度の上昇カーブの違いや部品の形状、表面の状態によって、色や

艶、模様の仕上がりに差が生じる可能性があります。パソコンやスマートフォンのモニター上で表示される色と実際の色調は、異なって見えることがあります。

3.

施工注文書には、必ず対象部品の点数をご記入いただくことが必要です。点数の未記入の場合、対象部

品の返却に関する紛失や問題の対応を行うことができませんので、ご了承ください。

4.

受注完了後、施工に着手した場合、対象部品を受注前の状態に復帰させることはいかなる場合でもできませ

ん。対象部品の塗装や加工が行われた後は、元の状態に戻すことができないため、ご了承ください。

5.

施工着手後は、原則としてカラーや仕様の変更に対応することはできません。一度施工が始まると、既定のカラーや仕様での作業が進行されるため、変更

は困難となります。ただし、施工着手後にカラーや仕様の変更が必要な場合で、当社が変更を認める場合は、追加料金が発生することをご了承ください。

6.

対象部品の発送時には、梱包材や緩衝材を使用し、対象部品が破損しないように注意してください。部品が破損しないように固定された状態で、ダンボー

ル箱などに梱包して発送してください。また、箱の中でパーツが動かないように適切な緩衝材を使用して固定してください。

※お客様と当社間のパーツの運送手数料は、お客様負担となります。(一部のサービスを除く)

## ■ 施工に関する注意事項 ■

1.

対象部品に打痕やキズ、錆などの腐食がある場合、それらは仕上がりに影響を与える可能性があります。特に、錆や腐食が相当激しくなっている個所では、サンドブラストなどの施工時に穴あきが発生す

る可能性があります。これにより、部品の機能や強度に影響が出るだけでなく、仕上がりの外観にも問題が生じる可能性があります。

2.

サンドブラスト施工後、当店ではパーツを徹底的に洗浄いたしますが、パーツの形状や複雑さにより、メディア(砂)の微量の残留が発生する可能性があります。パーツを組み付ける前に、必ずメディアの残留がないかを確認し、必要に応じて追加の洗浄を

行ってください。メディアの残留が原因で生じた修復や損傷に関する請求は受け付けることができません。そのため、メディアの除去と洗浄には十分な注意を払ってください。

3.

細心の注意を払って作業を行い、できるだけクリーンな環境で塗装作業を進めていますが、塗装の際に

は微量のゴミや他の塗料が混入する可能性があります。

4.

塗装の仕上がりに最大限の品質を求めて施工しており、塗装設備や技術に関しても日々向上を心がけ、最善の努力を尽くしていますが、ご希望の仕上がりに添えない場合があることをご了承ください。

極端に神経質な方は、依頼をご遠慮いただくことをお勧めします。仕上がりにご満足いただけない場合でも、原則として再施工や施工代金の返金は行っておりません。

5.

当社の施工に問題があったり、故障が発生した場合、または施工の納期によってお客様や第三者が損害を被った場合、当社はその損害について一切の責

任を負いません。損害とは、直接的な被害以外にも、間接的な損害や逸失利益などが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

## ■ 粉体塗装(パウダーコート)に関する注意事項 ■

1.

粉体塗装(パウダーコート)の施工では、アース個所に跡が残ることがあります。粉体塗装は静電気の利用を利用して塗料を対象部品に付着させるため、対象部品をアース(接地)する必要があります。当社で

は、対象部品を針金などで接続する方法を採用しています。アースは、できるだけ目立たない場所や隠れる個所で行われますが、パーツの形状によっては見える個所で接続せざるを得ない場合があります。

2.

粉体塗装(パウダーコート)の性質上、パーツに巣穴やピンホールが存在する場合や鋳物パーツの場合、またパーツの腐食や汚れが激しい場合は、塗装焼付時に内部の空気や不純物が原因で塗膜が発泡し、仕

上がりの外観に影響を与える可能性があります。また、複数の部品で構成されている製品(圧入などで接合されている部分)では、塗料が溜まることもあり、それが発泡や垂れの原因になることがあります。

3.

粉体塗装(パウダーコート)の特性上、パーツの縁部分には塗料が多く付着しやすいため、部位によって膜厚の差が生じることがあります。その結果、濃淡が、膜厚の違いによって色ムラとして現れる可能性があります。特にキャンデーカラーや透けやすいカ

ラーの場合、パーツの形状によって色の濃淡による色ムラが生じることがあります。また、凹みや鋭利な角の先端など、物理的または特性的な理由により塗料が入り込みにくい箇所では、膜厚が薄くなり素材が露出することがあります。

4.

粉体塗装(パウダーコート)は、ウレタン塗装などの溶剤塗膜と比較して膜厚が厚くなることがあります。そのため、パーツの型式や車体番号などの刻印

が埋まったり薄くなったりする可能性があります。刻印を残すためには、膜厚を薄くすることも可能ですが、その場合には表面がざらつく可能性があります。

5.

粉体塗装(パウダーコート)の膜厚は最大で200ミクロン程度に仕上がります。この厚さにより、摺動部

分などのクリアランス(隙間)が膜厚分増えるため、作動や機能に影響を及ぼす可能性があります。

## ■ 保管・メンテナンスに関する注意事項 ■

1.

施工したパーツの洗浄は、水洗いまたは中性洗剤を使用して行ってください。アルカリ性または酸性の洗剤での洗浄、および溶剤(パーツクリーナー、シン

ナー、ガソリン、灯油など)での洗浄は、色の変色や塗膜の剥がれの原因となる可能性がありますので、使用をお控えください。

2.

施工したパーツの保管は、高温や多湿を避けるうにしてください。また、紫外線が当たらない場所に保管してください。使用中のパーツや洗浄後のパーツ

の保管時に生じた色褪せや劣化などについては、保証することができません。

3.

粉体塗装(パウダーコート)は、塗料の性質上、部分的な補修塗装が困難です。飛び石や衝突などによっ

て塗膜が破損した箇所がある場合、市販のタッチペンを使用して補修することが可能です。

## ■利用規約

### 第 1 条【目的】

- この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、AWANOコーティング（以下「当社」といいます。）が提供する施工サービス及び将来提供する施工サービス関連全般（以下「本施工サービス」といいます。）を利用するユーザー（第2条で定義します。）に適用されます。ユーザーは、本規約に同意の上、施工サービスを利用します。
- 本規約は、本施工サービスの契約条項を定めています。
- ユーザーが本規約に同意することにより、当社との間に本契約が成立します。

### 第 2 条【定義】

本規約において使用する以下の用語は、以下の各号に定める意味を有します。

- 「本規約」本規約を契約条件として当社及ユーザーとの間で締結された、本施工サービスの利用契約を指します。
- 「ユーザー」本サービスの利用を行う全ての方を指します。
- 「本施工サービス」ユーザーが当社に依頼する施工サービスを指します。

### 第 3 条【本サービスの内容】

ユーザーは、本サービスを通じて当社への塗装等の依頼を行うことができます。本施工サービスについては、対象となる部品をユーザーが提供し、当該部品を当社が施工する上で、ユーザーに納品することを内容とします。

### 第 4 条【ユーザー登録】

- 本施工サービスを依頼しようとする方は、本規約の内容に同意の上、当社が定める手順により依頼を行います。未成年、成年被後見人、被保護人及び被補助人は、法定代理人によって設定及び入力されていない若しくは法定代理人の事前の同意を得ていなかった場合は、本依頼ができないものとします。
- 当社は、当社の裁量により、ユーザーとの契約を拒否する場合があります。

### 第 5 条【本施工サービスの申込み】

- ユーザーが本施工サービスの申込みを希望する場合、当社が定める方法に従って注文し、当社による注文確認の通知をもって、本契約が成立します。なお、当社は、本サービスのご利用の便宜上のため、本施工サービスの契約手続の仕様等を随時変更することがあります。
- 本施工サービスの内容によっては契約数を制限させていただく場合があります。制限を超える注文に関しては注文の取消をさせていただきます。この場合、当社に契約の履行を請求することはできません。
- 当社は、第1項の本契約の成立後であっても、その他のやむを得ない事由により、注文の取消を行うことができます。

### 第 6 条【代金の支払い】

- ユーザーは、前条の本契約の成立後、当社が定める方法に従って本施工サービスの代金を支払います。なお、支払に係る手数料、対象部品及び完成品の送料はユーザーの負担とします。
- 当社は、ユーザーによる代金の支払確認後に当社が定める方法により本施工サービスを開始します。なお、当社が本施工サービスを完了した後、ユーザーの受取拒否、長期不在その他ユーザーの事情により完成品が当社に返送された場合、ユーザーに再配送をするためには当社が別途定める手数料が発生することとなり、ユーザーはこれを負担することを予め同意します。

### 第 7 条【所有権の移転及び危険負担】

完成品の所有権及び危険負担は、本施工サービスの配送が完了した時点で、当社からユーザーに移転するものとします。所有権の移転前に生じた完成品の毀損又は滅失等による損害は全て当社の負担とします。ただし、当該損害が専らユーザーの故意又は過失により生じた場合は、ユーザーの負担となります。

### 第 8 条【本施工サービスの取消・不適合責任等】

- 注文後、対象部品を当社が受領した後は、ユーザーの都合による本施工サービスの取消は受け付けておけません。
- 当社は、ご注文内容と異なる完成品が配送された場合、完成品に破損等があり、その品質が契約内容に適合しない場合に限り、前項の規定にかかわらず、修繕（再施工）を受け付けます。但し、以下の条件を全て満たしていることが必要となります。
  - 完成品が、引渡後未使用であること
  - 完成品受領後、1か月以内に当社所定の方法により返品手続の申請を行うこと
  - 補に過分の費用を要しないこと
  - 契約不適合の原因が、ユーザー提供の部品その他ユーザー側の事情にないこと
- ユーザーが利用規約細目1に違反していること。

### 第 9 条【禁止事項】

- 当社は、本規約による本施工サービスの利用に際して、以下の各号に定める行為を禁止します。
  - 本規約に反する行為
  - 当社、当社がライセンスを受けた人等の知的財産権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権等の財産的又は人格的な権利を侵害する行為又はこれを侵害するおそれのある行為
  - 当社又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為
  - 不当に他人の名誉や権利、信用を傷つける行為又はそのおそれのある行為
  - 法令又は条例等に違反する行為
  - 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反するおそれのある情報を他のユーザー又は第三者に提供する行為
  - 犯罪行為、犯罪行為に結びつく行為若しくはこれを助長する行為又はそのおそれのある行為
  - マクロ及び操作を自動化する機能やツール等を使用すること
  - 本施工サービスの信用を損なう行為又はそのおそれのある行為
  - (10) その他当社が不適当と判断する行為
- 当社は、ユーザーの行為が、第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に通知することなく、以下の各号のいずれか又は全ての措置を講じることができます。
  - 本契約の解除
  - その他当社が必要と合理的に判断する行為

### 第 10 条【非保証・免責】

- 当社は、本施工サービスの提供について、その正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、特定目的への適合性、第三者の権利を侵害していないことについて一切の保証をしません。
- 本施工サービス完成品のお届け予定日時について、当社は一切の保証をしません。
- 本施工サービスは、対象部品の塗装等を目的としており、対象部品の取付け及び完成品の組付けの際に生じた損害については、一切の保証をしません。
- 当社は、天災、地震、火災、ストライク、通商停止、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合、一切の責任を負いません。

### 第 11 条【損害賠償責任】

- ユーザーは、本規約の違反又は本施工サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に発生した損害（逸失利益及び弁護士費用を含みます。）を賠償します。
- 本規約の定めにかかわらず、当社は、当社の過失事由によりユーザーに損害を与えた場合、次の各号に定める範囲でのみその損害を賠償する責任を負います。
  - 当社の故意又は重大過失による場合（当該損害の全額（但し、完成品受領後の取付・組立から生じる損害を除く）
  - 当社の軽過失による場合（事実上直接に発生した通常の損害（特別損害、逸失利益、間接損害及び弁護士費用を除く。）の範囲内とし、かつユーザーが契約した施工サービスの対象部品の時価額を上限とする。）
  - 前項にかかわらず、ユーザーが法人である場合又は個人が事業者として若しくは事業のために本サービスを利用する場合には、当社に故意又は重大過失のない限り、本施工サービスに関連して当該ユーザーが被った損害につき当社は一切の責任を負いません。なお、当社が損害を賠償する場合は、ユーザーが契約した施工サービスの対象部品の時価額を上限とします。

### 第 12 条【秘密保持】

- ユーザーは、本施工サービスの提供に関して、当社から開示された秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。なお、秘密情報とは、文書、電子的データ、口頭その他形式的如何を問わず、又は秘密の表示若しくはその範囲の特定の有無にかかわらず、本サービス提供の遂行に関与した相手方の技術上、営業上又は経営上の情報を含みます。
- 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとします。
  - 開示を受けた時、既に所有していた情報
  - 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰せざる事由により公知となった情報
  - 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
  - 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
- 第1項にかかわらず、ユーザーは、法令、金融商品取引所規則又は行政機関若しくは裁判所の命令等によって秘密情報の開示を義務付けられた場合、事前に当社に対してその旨を通知した上で、秘密情報を開示することができます。
- ユーザーは、本サービスの終了、本契約の解約その他の事由により本契約が終了した場合、当社の指示に従い秘密情報を速やかに返還又は廃棄します。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとるものとします。

### 第 13 条【反社会的勢力の排除】

- ユーザーは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等組織及び公認又は特定知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来もなつて当該しないことを保証します。
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与していると認められる関係を有すること
  - 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ユーザーは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを約します。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為
- 当社は、ユーザーが、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責任に帰すべき事由の有無を問わず、ユーザーに対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができます。
- 当社は、前項により本契約を解除した場合には、これによりユーザーに損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、ユーザーはこれを承知します。

### 第 14 条【連絡・通知】

本施工サービスに関する問い合わせその他ユーザーから当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社からユーザーに対する連絡又は通知は、電子メールその他当社が定める方法で行います。通知は、当社からの発信によってその効力が生じます。

### 第 15 条【地位の譲渡等】

ユーザー及び当社は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本規約に基づき権利若しくは義務の全部又は一部につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。但し、株式譲渡若しくは事業譲渡又は合併、会社分割その他の組織再編に因るものはこの限りではありません。

### 第 16 条【個人情報の取り扱い】

本施工サービスにおける個人情報の取り扱いに関しては、当社が定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱います。

### 第 17 条【分離可能性】

本規約のいずれかの条項の全部又は一部が無効又は違法となった場合でも、当該無効又は違法は、いかなる意味においても本規約の他の条項並びにその解釈及び適用に何ら影響せず、これらの適法性及び有効性を損なわず、またこれを無効にするものではありません。

### 第 18 条【本規約の変更】

- 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できます。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されます。
  - 本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき
  - 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の2週間前までに、変更後の本規約の効力及び効力発生時期をユーザーに通知し、本サービス上への表示その他当社所定の方法によりユーザーに周知します。
- 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後にユーザーが本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内にユーザーが解約の手続を取らなかった場合、当該ユーザーは本規約の変更に同意したものとします。

### 第 19 条【準拠法】

本規約の準拠法は、全て日本国の法令が適用されます。

### 第 20 条【合意管轄】

ユーザーと当社との間における一切の訴訟は、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第 21 条【その他】

- ユーザーは、本規約に定めのない事項について、当社が細目等を別途定めた場合、これに従います。この場合、当該細目等は、本規約と一体をなします。
- 細目等は、当社所定の箇所に掲載した時点より効力を生じます。
- 細目等と本規約の内容に矛盾抵触がある場合、本規約が優先します。

付則

2023年06月13日:制定・施行

## ■利用規約細目

ユーザーは、以下で定める注意事項について十分に理解したうえで、本施工サービスを依頼するものとします。

### 第1条【本施工サービスの対象部品について】

- 施工可能なパーツは金属パーツ（スチール、アルミニウム、ステンレス、チタン）にのみ対応しており、マグネシウムパーツの取扱いできません。また、施工による焼付温度（最大200度程度）に耐えられるものに限られます。樹脂（プラスチック、ゴム、FRP、カーボンなど）には対応しておりませんので、そのような部品の施工は行うことができません。またクロムメッキパーツに対しては施工可能ですが、クロムメッキを剥離することはできません。なお、薄いメッキや腐食したメッキについては、剥離や浮きが発生する可能性があり、仕上がりに影響を及ぼすことがあります。
- パーツは、納入時に全て分解された状態でお送りください。装着されているペーリング・ブッシュ・カラー類の部品も、すべて取り外してください。パーツに樹脂等が付いている場合、塗装焼き付け時に溶け破損する可能性があります。また、高温に耐えない樹脂等の部品が装着している場合は、必ず分解してください。
- パーツに貼布されたステッカー、ラベル等は必ず剥がして送付していただきますようお願いいたします。当社での剥がし作業は可能ですが、その費用はお客様のご負担とさせていただきます。貼布物は破損する可能性が高く、再利用や返却はできませんのでご了承ください。ただし、フラーやその他の部品に取り付けられた認証プレートやエンブレムについては、マスキングによる対応が可能な場合があります。必要な場合は、申し込みの際に別途ご要望をお伝えください。
- 対象部品については、お客様による十分な洗浄を行ってから納入していただくこととします。納入時に油分やグリスなどの汚れが相当な場合は、別途洗浄料金が発生する場合があります。当社で洗浄を行った場合でも、完全な油分やグリスの除去ができない場合があります（特にシリコンコーキングなど）。除去できない異物が仕上がりに影響を及ぼす可能性があることをご承知ください。
- 対象部品については、油性マジックなどの染料での書き込みを行っていただくことができません。染料は塗装剥離やサンドブラストにより完全に除去できない場合があります。塗装焼付時に染み出て仕上がりに影響を及ぼす可能性があります。書き込みやマーキングが必要な場合はボスカなどの顔料のマーカーを使用してください。

### 第2条【本施工サービス注文時の注意】

- マスキングが必要な箇所については、ご注文時に明確な指示をお願いいたします。通常、パーツのネジ部は全てマスキングされますが、マスキングを希望しない箇所などがある場合は、別途指定してください。ただし、複雑すぎるマスキングが物理的に不可能な指示は、施工上の制約からご希望に添えない場合があります。また、ロゴ入れや塗分け等の特殊なマスキングについては、承っておりません。
- 粉体塗装（パウダーコート）は粉末状の塗料であり、色調の調整はできません。ご希望の色を選ぶ際には、当社の提供する色見本を参考にしてください。物体の素材や大きさによる物体温度の上昇カーブの違いや部品の形状、表面の状態によって、色や艶、模様は仕上がり差が生じる可能性があります。パバコンスマートフォンのモニター上で表示される色と実際の色調は、異なって見えることがあります。
- 施工注文時には、必ず対象部品の点数をご記入いただくことが必要です。点数の未記入の場合、対象部品の返却に関する紛失や問題の対応を行うことができませんので、ご了承ください。
- 受注完了後、施工に着手した場合、対象部品を受注時の状態に復帰させることはいかなる場合でもできません。対象部品の塗装や加工が行われた後は、元の状態に戻すことができないため、ご了承ください。
- 施工着手後は、原則としてカラーや仕様の変更に対応することはできません。一度施工が始まると、既定のカラーや仕様での作業が進行されるため、変更は困難となります。ただし、施工着手後にカラーや仕様の変更が必要な場合で、当社が変更を認める場合は、追加料金が発生することをご承知ください。
- 対象部品の発送時には、梱包材や緩衝材を使用し、対象部品が破損しないよう注意してください。部品が破損しないように固定された状態で、ダンボール箱などに梱包して発送してください。また、箱の中でのパーツが動かないように適切な緩衝材を使用して固定してください。
- お客様と当社間のパーツの運送手数料は、お客様の負担となります。（一部のサービスを除く）

### 第3条【施工に関する注意事項】

- 対象部品に打痕やキズ、錆などの腐食がある場合、それらは仕上がりに影響を与える可能性があります。特に、錆や腐食が相当数に達している箇所では、サンドブラストなどの施工時に欠きが発生する可能性があります。これにより、部品の機能や強度に影響が出るだけでなく、仕上がり外観にも問題が生じる可能性があります。
- サンドブラスト施工後、当店ではパーツを徹底的に洗浄いたしますが、パーツの形状や複雑さにより、メディア（砂）の微量の残留が発生する可能性があります。パーツを組み付ける前に、必ずメディアの残留がないかを確認し、必要に応じて追加の洗浄を行ってください。メディアの残留が原因で生じた修復や損傷に関する請求は受け付けることができません。そのため、メディアの除去と洗浄には十分な注意を払ってください。
- 細心の注意を払って作業を行い、できるだけクリーンな環境で塗装作業を進めますが、塗装の際には微量のゴミや他の塗料が混入する可能性があります。
- 塗装の仕上がりには最大限の品質を求めて施工しており、塗装設備や技術に関しても日々向上を心がけ、最善の努力を尽していますが、ご希望の仕上がり以上に添えない場合があることをご承知ください。極端に神経質な方は、依頼をご遠慮いただくことをお勧めします。仕上がりにご満足いただけない場合でも、原則として再施工や施工代金の返金は行っておりません。
- 当社の施工に問題があつて、故障が発生した場合、または施工の納期によってお客様や第三者が損害を被った場合、当社はその損害について一切の責任を負いません。損害とは、直接的な被害以外に、間接的な損害や逸失利益などを含めれますが、これらに限定されるものではありません。

### 第5条【粉体塗装（パウダーコート）についての特記事項】

- 粉体塗装（パウダーコート）の施工では、アース箇所が跡が残ることがあります。粉体塗装は静電気力を利用して塗料を対象部品に付着させるため、対象部品をアース（接地）する必要があります。当社では、対象部品を針金などで接続する方法を採用しています。アースは、できるだけ目立たない箇所や隠れる箇所で行われますが、パーツの形状によっては見えない箇所で接続せざるを得ない場合があります。
- 粉体塗装（パウダーコート）の性質上、パーツに穴やピンホールが存在する場合や錆物パーツの場合、またパーツの腐食や汚れが激しい場合は、塗装焼付時に内部の空気や不純物が原因で塗膜が発泡し、仕上がり外観に影響を与える可能性があります。また、複数の部品で構成されている製品（圧入などで接合されている部分）では、塗料が溜まることがあり、それが発泡や垂れの原因になることがあります。
- 粉体塗装（パウダーコート）の特性上、パーツの縁部分には塗料が多く付着しやすいため、部位によって膜厚の差が生じます。その結果、濃淡が、膜厚の違いによって色ムラとして現れる可能性があります。特にキャンデーカラーや透けやすいカラーの場合、パーツの形状によって色の濃淡による色ムラが生じることがあります。また、凹みや鋭利な角の先端など、物理的または特性的な理由により塗料が入り込みにくい箇所では、膜厚が薄くなり素材が露出することがあります。
- 粉体塗装（パウダーコート）は、ウレタン塗装などの溶剤塗膜と比較して膜厚が厚くなることがあります。そのため、パーツの型式や車体番号などの刻印が埋まり薄くなったりすることがあります。刻印を残すためには、膜厚を薄くすることも可能ですが、その場合には表面がざつろつ可能性があります。
- 粉体塗装（パウダーコート）の膜厚は最大で200ミクロン程度に仕上がります。この厚さにより、摺動部分などのクリアランス（隙間）が膜厚分増えるため、動作や機能に影響を及ぼす可能性があります。

### 第6条【完成品の保管・メンテナンスについて】

- 施工したパーツの洗浄は、水洗いまたは中性洗剤を使用して行ってください。アルカリ性または酸性の洗剤での洗浄、および溶剤（パーツクリーナー、シンナー、ガソリン、灯油など）での洗浄は、色の変色や塗膜の剥がれの原因となる可能性があります。そのため、使用をお控えください。
- 施工したパーツの 保管は、高温や多湿を避けるようにしてください。また、紫外線が当たらない場所に保管してください。使用中のパーツや洗浄後のパーツの保管時に生じた色褪せや劣化などについては、保証することができません。
- 粉体塗装（パウダーコート）は、塗料の性質上、部分的な補修塗装が困難です。飛び石や衝突などによって塗膜が破損した箇所がある場合、市販のタッチペンを使用して補修することが可能です。